

## 地域における若者サポート事業に係る公募型プロポーザル説明書

### 1 委託業内容

- (1) 業務名  
地域における若者サポート事業
- (2) 委託期間  
令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 業務内容  
別紙「基本仕様書」のとおり
- (4) 事業費  
本業務の委託限度額は、8,464,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (5) 契約担当課  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 5 号（広島市役所北庁舎別館 1 階）  
広島市こども青少年支援部青少年育成担当  
TEL 082-242-2013 E-mail [ikusei@city.hiroshima.lg.jp](mailto:ikusei@city.hiroshima.lg.jp)

### 2 応募資格

応募する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年広島市要綱）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

### 3 応募資格確認申請書の提出

#### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第 1 号） 1 部
- イ 前記 2 の応募資格に該当していることが確認できる書類 各 1 部
- ㊦ 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

なお、納税義務のない場合は、「申立書（様式第 2 号）」を提出すること。

#### (イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か

月前の日以降のものに限る。)

(ウ) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (様式第 3 号)

(エ) 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)

(2) 提出期間

公示日から令和 8 年 5 月 18 日 (月) までの閉庁日 (広島市の休日を定める条例 (平成 3 年広島市条例第 49 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。) を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(3) 提出場所

前記 1 (5) に同じ。

(4) 提出方法

公募型プロポーザル応募資格確認申請書 (様式第 1 号) 及び必要な添付書類を持参又は郵送 (郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。) で提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

令和 8 年 5 月 22 日 (金) までに応募資格確認結果を通知する。

#### 4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和 8 年 5 月 18 日 (月) までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所

前記 1 (5) に同じ。

ウ 受付方法

基本仕様書等に関する質問書 (様式第 4 号) に記入の上、電子メールで提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記 1 (5) の場所において、令和 8 年 5 月 29 日 (金) までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

#### 5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

企画提案書に記載する内容は次のとおりとする。

区分	提案項目	企画提案書に記載する内容
1 方針及び体制	基本方針	・本業務を実施する上での基本方針を記載すること。
	管理体制	・本業務に関する指揮命令・責任体制を記載すること。
	業務体制	・本業務を確実に履行できる体制を記載すること。 ・対象者等が利用しやすいよう配慮し設定した日時や場所を記載すること。
2 運営	業務運営	・対象者等との関係づくりのための方法を記載すること。
		・対象者等からの様々な問題に対する相談支援の方法 (対面、電

		話、メール・オンライン相談等) を記載すること。
		・アウトリーチやフォローアップ等の伴走型支援の方法を記載すること。
		・関係機関との連携方法を記載すること。
	普及啓発	・普及啓発についての方法を記載すること。
	情報セキュリティ、個人情報保護	・業務に関する個人情報を適切に管理する方法及び従事者に守秘義務を徹底させる方法を記載すること。
3 業務の履行能力	資質の確保	・業務内容に関する専門知識やノウハウ・質の維持向上に向けた取組等を記載すること。 ・コーディネーターや相談員の有する資格や経験、知識等を記載すること。
	業務実績	・過去3年間において、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を受託したことがある場合には、その契約の相手先、業務名、業務内容等を記載すること。
4 その他	基本仕様書にない提案事項	・業務に関して有効だと考えられる事項、提案、アピールポイントなどを記載すること。

(2) 提出書類及び提出部数等

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
(7) 企画提案応募申込書 (様式第5号)	1部
(4) 企画提案書	11部 (正本1部+副本10部)
(6) その他の企画提案を説明するために必要な書類 (任意)	11部 (正本1部+副本10部)
(5) 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な書類 (任意)	11部 (正本1部+副本10部)

※応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみとし、副本には記載しないこと。

社標などを含め応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦とし、表紙、裏表紙、目次及び本文のすべてを含めて20頁以内とする (資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさを3ツ折にすること)。

ウ その他 企画提案は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限

公示日から令和8年5月29日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出場所

前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

#### (4) 提案の無効

- ア 本参加説明書に示した参加資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル参加者が、令和 8 年 5 月 18 日（月）午後 5 時 15 分以後、受託候補者の特定までの間に前記 2 の参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本参加説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1 箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が 1 箇所でも記載されていると判断された提案

## 6 審査方法

### (1) 審査

企画提案書等及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、地域における若者サポート事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

### (2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

### (3) プレゼンテーションの実施

#### ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（30 分程度、質疑応答を含む。）を行う。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

#### イ 日時等

日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

### (4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の基準（60 点）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 7 審査結果

### (1) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対する審査が終了した後、速やかに書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

### (2) 審査結果の公表

契約の締結後、最高得点者の名称、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページ

ジにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き 7 日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き 10 日以内に書面により回答する。

## 8 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記 2(5)に提出したとき。  
なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、受託候補者特定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を前記 2(5)に提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(イ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず受託候補者特定後のできるだけ早い時期に前記 1(5)に申請すること。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 別紙「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、必要に応じて契約書のその内容を記載（添付）し、その履行を確保するものとする。

(5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する。

(6) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金(契約予定金額の 100 分の 5)を支払うものとする。

## 9 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書

は提出できない。

- (3) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。

## 10 問合せ先

前記1(5)に同じ。

## 11 スケジュール

- 令和8年5月1日（金） 応募受付開始
- 令和8年5月18日（月） 応募資格確認及び質問書提出締切
- 令和8年5月29日（金） 応募締切（企画提案書提出締切）
- 令和8年6月上旬 審査委員会（受託候補者の特定）

## 12 資料及び様式

プロポーザルに関する資料等は、次票のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ ( <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/">https://www.city.hiroshima.lg.jp/</a> ) のトップページの「事業者向け情報」→ 「入札・契約情報」→「入札発注情報」 →「プロポーザル・コンペの案件情報」 →「令和8年度」へ画面を展開し、入 札案件の添付資料からダウンロードす ること。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 (様式第1号)公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
04 (様式第2号)申立書	
05 (様式第3号)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	
06 (様式第4号)基本仕様書等に対する質問書	
07 (様式第5号)企画提案応募申込書	
08 受託候補者特定基準	
09 基本仕様書	
10-1 委託契約書(案)	
10-2 広島市委託契約約款	
10-3 個人情報取扱特記事項	